

## 第1回及び第2回懇談会において出された意見等について

補助金の区分	各補助金についての意見等		両補助金共通の意見等
1 社会教育活動補助金	(1) 補助額の算定方法	ア 補助金の算定方法について要綱から読み取りにくい点があり、改善すべき（学習活動日数の少ない事業の方が補助金を多く受けられるようにも読みうる）。	<p>(1) 補助の対象事業及び社会教育団体と文化芸術団体の連携について</p> <p>ア 両団体で共同の事業を行う場合は増額して補助するという仕組みはどうか。事業としても膨らむし、団体間の交流の機会ともなる。</p> <p>イ 両団体の共同事業での補助申請は、現制度下でも可能では。</p> <p>ウ 違う団体が交流することで新しいものを生み出し地域が活性化する。そういった交流の場を提供するのも市の役割だと思う。</p> <p>エ 共同事業では実行委員会を設定して行う方がスムーズに行く。</p> <p>(2) 周知について</p> <p>ア 市の補助制度を知らずに他の補助制度を利用している人もいる。周知徹底して、まずは市の制度を利用してもらうようにすべき。</p> <p>イ 市ホームページで市の各種補助金制度を把握できるようにすれば、市がどのような補助を行っているかを知るよい契機になる。</p> <p>ウ チラシ等に、市の補助金事業であることが見てすぐわかるような表示をできないか。</p> <p>エ 今利用している補助金は、口コミで制度の存在を知った。</p> <p>(3) 補助の対象者について</p> <p>ア 予算が縮小されている中、大事なことは市がしっかりとの方針を持つこと。補助金はすべての人に当たる訳ではないのだから、若い人を主な対象とするといった積極的な方向性を示して行くことも大事では。</p> <p>(4) 予算について</p> <p>ア 両補助金とも中核市としては予算額が少ないと思う（特に社会教育活動補助金）。</p> <p>イ 財政状況から予算減も止むを得ないが、制度としては途切れることなく継続を望む。</p> <p>ウ 予算は無尽蔵にあるわけではないし、実際に縮小されている。必要なのは市としてしっかりと方針を定め、現状でできることでプラスになることを考えていくこと。</p> <p>エ 予算の不用額があるから予算が減らされる。周知徹底し予算を全額執行すべき。申請が予算を上回れば案分による減額も仕方がない。そのときは、予算要求時に、申請者に対し切り詰めて交付していることを示さなければならない。</p> <p>(5) その他</p> <p>ア 金銭の補助ではなく、場所の補助ということは考えられないか。管理体制やメンテナンスなど実際は難しいかもしれないが、廃校を利用できないか。</p>
	(2) 申請手続き	ア 申請手続きは難しくなく、利用しやすい制度である。	
	(3) 連続交付年数の制限	<p>ア 色々な方に交付されるための仕組みと理解している。</p> <p>イ 補助金制度を一部の者しか知らなければ、その者の既得権益となりかねないので年数制限の意味もあるが、周知が徹底していれば年数制限を無くしても公平だと思う。</p>	
	(4) 補助の対象事業	<p>ア 子どもたちに文化芸術にふれさせたいと思う社会教育関係者は多いので、社会教育団体が行う文化芸術事業も対象にしていきたい。</p> <p>イ 商業ビルなどの自習スペースにいる若者は家庭以外の居場所を求めていると思う。社会教育活動補助金を活用して、何かできないか。</p>	
	(5) 周知	ア 制度についてより周知をしていただき、使いやすい制度を考えていただきたい。	
2 文化芸術事業補助金	(1) 選定方法（申請額が予算を超えた場合）	<p>ア 現要綱では、予算を超過した場合抽選となっているが、行事を行う計画上、補助金が0円となると事業自体が出来なくなる。抽選ではなく、金額が少なくなったとしても全団体に当たるようにして欲しい。</p> <p>イ 案分により減額してでも全申請者に補助すべき。</p>	
	(2) 補助の対象者	ア このままでは文化芸術活動の継承者がいなくなる。若年層への補助金優遇枠を設けるといった配慮があってもいいのでは。	